

# みどり市街区基準点管理保全要綱

平成 20 年 2 月 15 日  
告示第 12 号

## (趣旨)

第 1 条 この告示は、測量法(昭和 24 年法律第 188 号)の規定に基づき、みどり市が管理する街区基準点の管理保全及び使用に関して必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この告示において街区基準点とは、国が都市再生街区基本調査により設置したもので、都市再生街区基本調査作業規程(国土国第 111 号平成 16 年 7 月 1 日付国土交通省土地・水資源局長通知)第 2 条第 2 号に規定する街区基準点測量により設置された街区三角点及び街区多角点をいう。

## (街区基準点の使用手続)

第 3 条 街区基準点を使用する者は、あらかじめ街区基準点使用承認申請書(様式第 1 号)を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、承認をするときは、街区基準点使用承認書(様式第 2 号)を街区基準点を使用する者に交付するものとする。

3 街区基準点を使用する者は、街区基準点使用承認書を常時携行し、担当職員の請求があった場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

4 街区基準点の使用者は、承認を受けた街区基準点の使用を終了したときは、次に掲げる書類を添付して街区基準点使用報告書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

(1) 精度管理表

(2) 成果表、網図の写し等

(令 3 告示 151・一部改正)

## (工事施工の届出)

第 4 条 道路の掘削工事等を施工する者(以下「工事施工者」という。)は、街区基準点の付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事等を施工する場合は、次に掲げる書類を添付して街区基準点付近工事施工届出書(様式第 4 号)をあらかじめ市長に提出しなければならない。

(1) 位置図、断面図及び平面図(掘削位置及び街区基準点の位置関係を明示したもの)

(2) 引照点図又は市長の指示する測量資料

(3) 写真(街区基準点、街区基準点周辺、全引照点等が確認できるもの)

2 前項に規定するその効用に支障をきたすおそれのある工事等とは、次の各号に掲げるものとする。

(1) 掘削底面端から 45 度以上の線に街区基準点の構造物が入る掘削工事等

(2) 車両及び重機等の振動が街区基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事等のうち、街区基準点から杭、車両及び重機等までの距離が 5 メートル以下となる行為

(3) その他街区基準点の効用に支障をきたすおそれがあると市長が認める工事等

3 街区基準点付近での工事が竣工したときには、工事施工者は、次に掲げる書類を添付して街区基準点付近工事竣工報告書(様式第 5 号)を速やかに市長に提出し、検査を受け

なければならない。

- (1) 竣工写真(街区基準点及び街区基準点周辺が確認できるもの)
- (2) 街区基準点の異状の有無が確認できる測量資料(着工前及び竣工後が対比できる引照点図又は市長の指示に基づく街区基準点の保全に必要な点検測量等の成果)

(令3告示151・一部改正)

(撤去及び廃止)

第5条 工事施工者が道路の掘削工事等の理由により、街区基準点を復元するための必要な措置を講じることが困難な場合は、街区基準点撤去承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、承認をするときは、街区基準点撤去承認書(様式第7号)を工事施工者に交付するものとする。

3 市長は、街区基準点が撤去等により廃止されることとなった場合は、国土交通大臣に報告を行うものとする。

(復元及び移転)

第6条 街区基準点の復元及び移転は、原則として行わないものとする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、街区基準点の管理保全及び使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和3年10月7日告示第151号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月7日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前のみどり市街区基準点管理保全要綱第5条第1項の規定による申請については、なお従前の例による。

様式第 1 号(規格 A4)(第 3 条関係)  
(令 3 告示 151・全改)

街区基準点使用承認申請書

年 月 日

みどり市長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

街区基準点の使用について、みどり市街区基準点管理保全要綱第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

使用目的		
使用期間		年 月 日から 年 月 日まで( 日間)
使用する街区基準点		計 点
測量方法		
測量作業機関	所在地	TEL
	名称	
	担当者	
備考		

様式第2号(規格 A4)(第3条関係)  
(令3告示151・全改)

街区基準点使用承認書

年 月 日

みどり市長



街区基準点の使用について、みどり市街区基準点管理保全要綱第3条第2項の規定により、次のとおり承認します。

次の街区基準点使用条件を遵守すること。

- 1 作業者は、使用時に街区基準点使用承認書を常時携帯すること。
- 2 使用に当たっては街区基準点の取扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 3 基準点本体及び周辺施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 4 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は、速やかに市長に連絡すること。
- 5 作業者は、測量標の使用を完了したときは、街区基準点使用報告書に次の書類を添付し、市長に提出すること。
  - (1) 精度管理表
  - (2) 成果表、網図の写し等

様式第3号(規格 A4)(第3条関係)  
(令3告示151・全改)

街区基準点使用報告書

年 月 日

みどり市長 様

報告者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

街区基準点の使用について、みどり市街区基準点管理保全要綱第3条第4項の規定により、次のとおり報告します。

使用承認年月日	年 月 日		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで( 日間)		
使用した街区基準点	計 点		
測量作業機関	所在地	TEL	
	名称		
	担当者		
使用結果 (精度)	No. ~ No.	相対精度 1:	
	No. ~ No.	相対精度 1:	
	No. ~ No.	相対精度 1:	
	No. ~ No.	相対精度 1:	
	No. ~ No.	相対精度 1:	
特記事項	(故障点、異常点の状況を記載)		
添付書類	1 精度管理表 2 成果表、網図の写し等		

様式第4号(規格 A4)(第4条関係)  
(令3告示151・全改)

街区基準点付近工事施工届出書

年 月 日

みどり市長 様

届出者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

街区基準点付近での工事を施工するに当たり、みどり市街区基準点管理保全要綱第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

工事件名		
工事場所		
工事期間		年 月 日から 年 月 日まで( 日間)
工事概要		
街区基準点番号		
占用企業者	所在地	TEL
	名称	
	代表者	
工事請負者	所在地	TEL
	名称	
	担当者	
添付書類		1 位置図、断面図及び平面図 2 引照点成果表又は市長の指示する測量資料 3 写真

様式第 5 号(規格 A4)(第 4 条関係)  
(令 3 告示 151・全改)

街区基準点付近工事竣工報告書

年 月 日

みどり市長 様

報告者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

街区基準点付近での工事が竣工したので、みどり市街区基準点管理保全要綱第 4 条第 3 項の規定により、次のとおり報告します。

届出年月日	年 月 日	
工事件名		
工事場所		
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで( 日間)	
街区基準点番号		
街区基準点の状況	(1) 測量標の毀損状態：	
	(2) 構造物の毀損状態：	
	(3) その他：	
工事請負者	所在地	TEL
	名称	
	担当者	
添付書類	1 竣工写真 2 街区基準点の異常の有無が確認できる測量資料	

様式第 6 号(規格 A4)(第 5 条関係)  
(令 3 告示 151・全改)

街区基準点撤去承認申請書

年 月 日

みどり市長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

工事により支障となる街区基準点の撤去について、みどり市街区基準点管理保全要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり承認申請します。

撤去理由		
工事件名		
工事場所		
撤去する街区基準点		
工事期間		年 月 日から 年 月 日まで( 日間)
撤去予定日		年 月 日
工事請負者	所在地	TEL
	名称	
	担当者	
添付書類		1 位置図 2 写真



様式第7号(規格 A4)(第5条関係)  
(令3告示151・全改)

街区基準点撤去承認書

年 月 日

様

みどり市長



年 月 日付で申請のあった街区基準点の撤去について、みどり市街区基準点管理保全要綱第5条第2項の規定により、次のとおり承認します。

承認事項	
撤去場所	
撤去する街区基準点	
撤去期限	年 月 日とする
承認条件 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て関係機関と協議してください。	